

# 金沢市感染症予防計画2024（仮称）概要

## 1 計画策定の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の改正（令和6年4月1日施行）により、国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。）及び石川県が策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「県の予防計画」という。）に即して、保健所設置市である本市においても感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、具体的な目標を定めた「金沢市感染症予防計画」を策定し、平時からの感染対策の一層の充実や体制確保を図る。

## 2 計画の位置づけ

感染症法第10条第14項に基づき、保健所設置市においても予防計画の策定が義務付けられた。本市においても感染症の発生及びまん延時には主体的・機動的に感染症対策に取り組むために、国が定める「基本指針」及び石川県が改定する「県の予防計画」に即して本計画を策定する。

### 【感染症法第10条第14項】

保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない

## 3 計画の期間

計画期間は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とする。ただし、状況変化等に的確に対応する必要があることから、国が定める「基本指針」及び「県の予防計画」の見直しや感染症を取り巻く状況の変化等に応じ、計画期間内であっても見直しを行うものとする。

## 4 基本的な考え方

- （1）市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある様々な感染症に対して、事前対応型の感染症対策の体制を構築するとともに、専門家からの知見を得るための機会を設けるなど、発生の予防及びまん延の防止のための感染対策を推進する。
- （2）新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策に関する人材の養成及び資質の向上、保健所の体制の確保等を進める。
- （3）高齢者施設等での感染症発生時には早期支援を行い、医師会等の関係団体等との連携により、感染拡大防止に努める。

## 5 計画の体系

本市が予防計画に定める事項	施策の方向性
第1 予防の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前対応型の感染症対策の体制を構築</li><li>・専門家の関与によるP D C Aサイクルに基づく感染症対策の推進</li></ul>
第2 発生の予防のための施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染症発生動向調査等による感染症の発生及び動向の把握</li><li>・感染症の発生を予防するための関係機関との連携</li></ul>
第3 まん延の防止のための施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民による予防及び適切な医療の提供による社会全体の予防の推進</li><li>・積極的疫学調査による流行状況の把握及び感染源、経路の究明</li></ul>
第4 情報の収集及び調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・デジタル化の推進及び情報の収集、分析や研究について環境衛生試験所、新興感染症対応を行う感染症指定医療機関等と連携して実施</li></ul>
第5 病原体の検査の実施体制及び検査能力の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境衛生試験所における検査体制の整備と検査能力の向上</li></ul>
第6 患者の移送のための体制の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健所と消防局との移送に関する連携</li><li>・発生した感染症の特性や患者の重症度等を考慮し、民間事業者等の活用も含めた移送体制の整備</li></ul>

<p>第7 外出自粛対象者の療養生活の環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅及び宿泊療養施設等における健康観察の体制整備</li> <li>・ 生活支援について、県と連携を図りながら民間事業者の活用により実施</li> <li>・ 宿泊施設の運営について、人員を派遣するなど県と連携</li> <li>・ 施設内療養を想定し、平時から施設の感染予防指導体制を確保</li> </ul>
<p>第8 啓発及び知識の普及、患者等の人権の尊重</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生動向の公表や正しい知識の普及</li> <li>・ 感染者が差別を受けることがないように必要な施策を実施</li> </ul>
<p>第9 人材の養成及び資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や県の各種研修への職員の参加促進、市による研修会や訓練を実施</li> </ul>
<p>第10 保健所の体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事を想定した計画的な保健所の感染症対応体制の整備</li> <li>・ 有事に保健所業務等を支援する人材について養成・確保</li> </ul>
<p>第11 緊急時における対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者の発生の予防・まん延の防止が緊急に必要と認めるときは、 国、県、関係団体等と連携し必要な措置を実施</li> </ul>